



■ 米子市有地 □ 産廃処分場計画地

現在供用中の一般廃棄物最終処分場(1期・2期部分)
=あと10年で満杯に=

一般廃棄物最終処分場(3期計画部分)

◆ あと10年、なくなる私たちの処分場

市長は、「産廃処分場は企業活動にとって必要。安全が確認されれば、米子市民の生活を守るためにには、…」と言っています。

しかし、そもそも、産業廃棄物の処理は排出事業者の責務です。それに対して、一般廃棄物の処理は自治体(市町村)の責務です。[\[注1\]](#)

今使っている、私たちの家庭ゴミなどの最終処分場はあと10年程度でいっぱいになることがわかっています。次の処分場建設についてはまだ「内部で検討中」の段階です。

新たな候補地を決定し、用地買収、地元合意、排水処理などの施設の建設などを考えると費用は数十億円、要する期間も10年以上かかるのではないかと思われます。

◆ 土地所有者に無断で進められている産廃計画

現在、産廃処分場建設計画が進められていますが、その用地の最大の地権者は米子市です。米子市はその土地を「提供する」とも「提供しない」とも言っていません。(地主に無断で計画が進められているのです!)

いずれ、米子市にその土地を産廃処分場用地として提供するかしないか、事業主体である鳥取県環境管理事業センター(県から財政支援・職員の提供を受けている公益財団法人)から打診があるでしょう。

◆ かつて、約束されていた土地

実は、産廃処分場予定地とされている場所は、淀江町時代に一般廃棄物最終処分場(3期計画)として予定されていたところです。[\[注2\]](#)

そしてその場所は、それ以外の用途には使わないという約束がなされています。[\[注3\]](#) (現在でもその約束は有効)。そもそも産廃処分場用地として使ってはならない土地なのです。

◆ 決めるのは私たち

「米子市民の生活を守る」ために、何を優先しなければならないかは明らかです。新たな一般廃棄物処分場用地としてこの土地を使うことを最優先に考えるべきでしょう。それと同時に、私たち自身も、毎日ゴミを生み出していること・それがどのように処理されているかを「自分ごと」として考えていく必要があります。

旧淀江町は町内地域に「産廃処分場の適地はない」と公式回答していた。

(事業センターが示した産廃処分場の候補地の条件)

- ・10~20ha程度のある程度まとまった土地。
- ・集落・住居棟に隣接していない
- ・飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地
- ・できれば、公有地などの地権者が少ない土地 等

[旧淀江町の回答]



ファクシミリ発信票



淀江町

発信年月日	平成15年8月12日	
送信先	(財)鳥取県環境管理事業センター 山根	様 FAX 0857-26-3328
発信文書名	産業廃棄物最終処分地の候補地について(回答)	
連絡事項	いつもお世話になっております。 このことについて、候補地はありません。 よろしくお願いします。	

[注1] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

第十一條 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

[注2] 環境プラント工業から旧淀江町への文書

平成9年8月28日付の「変更開発事業実施計画書」からの抜粋
残る3期計画については、着工できる状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えています。

[注3] 旧淀江町(甲)と環境プラント工業(乙) との間で結ばれている「開発協定書」

※合併により、この協定内容は米子市が引き継いでいる

第1条 乙は淀江町大字小波地内において、環境プラント工業
第2 不燃物最終処分場※の建設(開発事業)を行い、もって西部広域行政の衛生事業に寄与するものとする。
※現在使っている一般廃棄物最終処分場のこと

第4条 乙は開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

第22条 この協定書に定めるもののうち、不測の事態により目的を達成することが著しく困難になったときは、甲・乙協議の上、この協定を変更することが出来る。

※つまり、不測の事態が起こらない限り、協定は変更できない

上記内容を含む

■米子市有地を産廃処分場に提供してはならない10の理由■
をHPでご覧になります。

[1] 現在供用中の一般廃棄物最終処分場「あと10年程度」で満杯

[2] 一般廃棄物の処理は市町村の責務

[3] 環境基本計画に米子市の役割として、新たな(一般廃棄物)最終処分場

[4] 新たな地に一般廃棄物最終処分場を建設するとした時の想定される費用

[5] 産廃処分場計画地は、一般廃棄物最終処分場計画における「3期計画」

[6] 旧淀江町は町有地(現米子市有地)を「一般不燃物及び土砂」を用いて立地することに同意していた

[7] 市有地を目的外(一般廃棄物最終処分場用地以外)の使用禁止の約束

[8] 一般廃棄物最終処分場全体計画(1・2・3期計画)に関して、地元の確認もなされていない

[9] 3期計画は、旧淀江町と環境プラントの間では実施することを前提で進められていた

[10] 旧淀江町は、「町内地域に産廃処分場の適地はない」と公式回答していた

米子市長へ市民の意見を

届けよう!

(米子市HP)

「市長にひとこと」

土光ひとし

検索

私のHPもご覧下さい

